

乙第16号証の2

2016年10月19日

東京地方裁判所御中、

日米両政府は、10月13日の日米合同委員会で以下のパラを公表することに合意しました。

1960年6月23日の第1回日米合同委員会議事録のパラ9Fには、「日米合同委員会の公式な議事録は、両政府に関する正式な文書と見なされ、双方の同意がない限り公表されない」ことが明記されています。同引用は、日米合同委員会の議事録は日米双方の合意がない限り公表されないことを明らかに示しています。日米合同委員会は、政府間調整の中心的な役割を果たしています。日米合同委員会での議論を双方の合意がない限り公表しないことは、長きに亘る慣行であり、強く、信頼を寄せ合う、建設的な日米両政府の関係を下支えする礎となっています。日米合同委員会の文書は、両政府の合意がない限り公表されるべきではありません。

敬具

ナサンN. フロスト
日米合同委員会 米側事務局長